

## 第21条

第二十一条 第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 1 本条の概要

本条は、法第12条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する旨を規定するものである。

### 2 本条の趣旨

法第12条の実効性を担保するため、本条において、罰則が規定されたものである。

法定刑について、いずれの事業者であっても公益通報対応業務を行う可能性があり、かつ、当該事業者のいずれの従業員であっても人事異動により当該業務に従事する可能性がある業務であるという性質を踏まえ、30万円以下の罰金とされたものである。